公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3 (法第14条の6において準用する場合を含む。)及び法第15条の2の7の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称

富士開発株式会社

(2) 所在地

鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

(3) 代表者

代表取締役 猪木 直樹

- 2 行政処分の内容
 - (1) 次に示す産業廃棄物処理業の全部停止(ただし、停止期間の開始日の前日までに搬入した産業廃棄物の処理を行う場合を除く。)
 - ア 産業廃棄物収集運搬業
 - イ 産業廃棄物処分業
 - ウ特別管理産業廃棄物収集運搬業
 - 工 特別管理産業廃棄物処分業
 - (2) 次に示す産業廃棄物処理施設の使用停止(ただし、停止期間の開始日の前日までに搬入した産業廃棄物の処分を行う場合を除く。)
 - ア 汚泥の脱水施設
 - イ 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設
- 3 停止命令の期間
 - (1) 産業廃棄物処理業の全部停止期間 令和元年10月8日から令和2年1月5日まで

(2) 産業廃棄物処理施設の使用停止期間 令和元年10月8日から令和2年1月5日まで

4 処分の年月日令和元年10月7日

5 処分の理由

令和元年6月10日、富士開発株式会社に対して、焼却施設で処理することを目的に事業場内に保管している産業廃棄物を適正に処理し、その保管数量を当該焼却施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えない状態まで減ずることについて、法第19条の3第2号の規定に基づき改善命令を発出した。(履行期限:令和元年8月9日)しかし、この履行期限までに履行が完了せず、改善命令違反となった。このことは、法第14条の3第1号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に規定する事業の停止命令事由及び法第15条の2の7第3号に規定する施設の使用停止命令事由に該当する。